



ごみ・環境

ごみ

川越市では、ごみを「可燃ごみ」「不燃ごみ」「びん・かん」「ペットボトル」「有害ごみ」「粗大ごみ」「紙類」「布類」「プラスチック製容器包装」に分別しています。分別収集は、ごみの減量・資源の保全・処理経費の節減・処理施設の効率化・地球環境の保全に役立ちます。ご協力ください。ごみの分別方法については、103ページ以降をご確認ください。

家庭ごみを出すときの注意点

資源循環推進課 TEL 239-6267

▶ 集積所へのごみ出しは収集日の朝8時まで

夜間のごみ出しは火災やカラス等の被害の原因になります。絶対におやめください。収集量や交通事情により、収集時間は一定ではありません。

▶ 収集車が異なる品目

紙類の「新聞」「段ボール」「紙パック」「雑がみ」「びん・かん」「ペットボトル」は品目ごとに別の車両で収集するため、同じ収集日でも収集時間が異なります。また、品目ごとに場所を分けて置いてください。

▶ 悪天候の場合

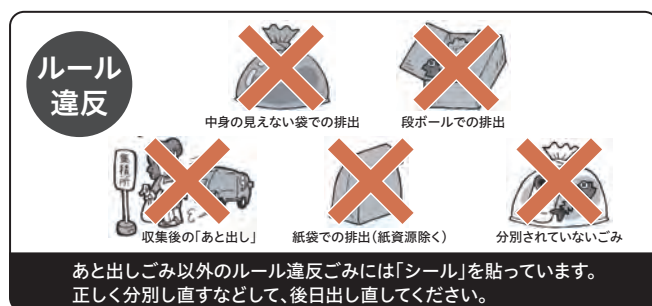
ごみの収集は天候にかかわらず日程通り行いますが、布類は次回以降に出すようにしてください。

▶ 引っ越しなどの時

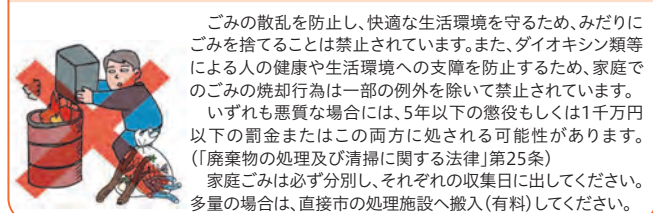
引っ越しなどにより一時的に多量のごみが出る場合は、数回に分けるか、直接市の処理施設へ持ち込んでください。詳しくは112ページをご確認ください。

▶ 集積所の管理

集積所の管理は、利用する皆さんで行ってください。清潔に保つようご協力をお願いします。ごみ飛散防止ネットも、危険がないよう適正に管理してください。



ごみの不法投棄・焼却行為の禁止



収集日程について

収集管理課 TEL 239-5058

収集日は、自治会により異なりますので、家庭ごみ収集日程表をご確認ください。自治会名が分からない場合はお尋ねください。

〈広告〉

どんな樹木でもご相談ください

植木の処分・庭木の伐採
大木・竹林の伐採もお任せください



お見積りも無料です。

橋本興業(有) 緑化事業部

川越市大字笠幡2660-45

TEL.049-298-5432

<https://itp.ne.jp/info/110972141116851800/>

物置・ガレージ・塀の撤去
家屋の解体もいたします



お見積りも無料です。

橋本興業(有) 緑化事業部

川越市大字笠幡2660-45

TEL.049-298-5432

<https://hashimoto.mimoza.jp/bamboo.html>

どんな石の処分でも
お任せ下さい。。。

大きな石、庭石なども承ります。



お見積りも無料です。

橋本興業(有) 緑化事業部

川越市大字笠幡2660-45

TEL.049-298-5432

<https://www.hkr-niwaishi.com/>

ごみの分け方チャート

ごみの分け方に迷った時の参考に！主だったものを取り上げているため、例外もあります。

＊川越市の家庭ごみの分け方・出し方は、川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第20条に基づき市長が定める方法です。

以下のものは、市で収集・処理をしません

テレビ・エアコン・冷蔵庫／冷凍庫・洗濯機／衣類乾燥機 109ページ	家庭用パソコン 110ページ	処理しないもの 113ページ
--------------------------------------	-------------------	-------------------

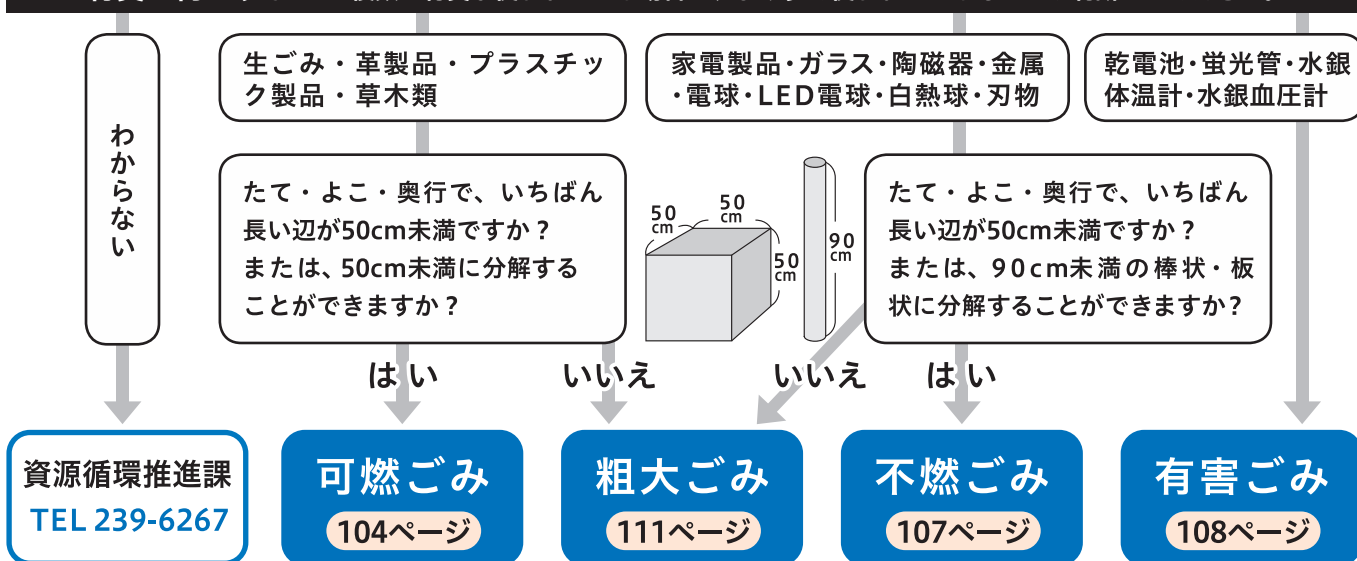
当てはまらない

資源物としてリサイクルできるものですか？ 汚れているものは軽くすすいください。

 マークのあるもの プラスチック製容器包装 105ページ	新聞紙・段ボール・紙パック・雑がみ(包装紙・紙袋など) 紙類 106ページ	衣類・下着類・毛布・タオルなど 布類 106ページ
飲食品のびん 化粧品のびん びん 105ページ	飲料用の缶・缶詰・スプレー缶 かん 105ページ	 マークのあるもの ペットボトル 106ページ

当てはまらない

材質は何ですか？ 複数の材質が使われている場合は、より多く使われているものから判断してください。



〈広告〉

お問い合わせの多い品目や判断しにくい品目の分別方法をまとめた「ごみ品目マニュアル(家庭ごみ)」が川越市公式ホームページに掲載されています。分別に迷ったらずびご活用ください。



キーワードや50音などから検索できるごみ分別検索はこちらから▶



遺品整理 不用品買取 空き家の管理・片付け

このような不安をお持ちの方、ご相談ください。

- ◇ 遠方に住んでいて整理に行けない。
- ◇ 入院や施設に入居する前に自宅を売却したい。
- ◇ 遺品が大量でどうすればいいかわからない。
- ◇ 遺品の供養、お焚き上げをして処分したい。

出張査定無料 土日祝対応

遺品整理の相談窓口 ケアリンク

0120-978-632

“1個”からでも、“1軒家丸ごと”でも。詳しくはホームページをご覧ください。

事務所：川越市笠幡 890-2-B
古物商許可番号 第431080037134号



可燃ごみ 週2回

無色透明または白色半透明の袋で出す。取り外せる金属は外して「不燃ごみ」。

▶ **出せるもの** 最大辺50cm未満 「多量ごみ(引っ越しごみ)」「液体状のもの」「汚物」はごみとして出せません。

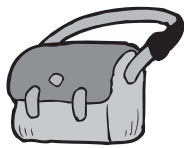
□ 生ごみ

*よく水を切ってから出す



□ 革製品

*金具類は外して不燃ごみに出す



かばん



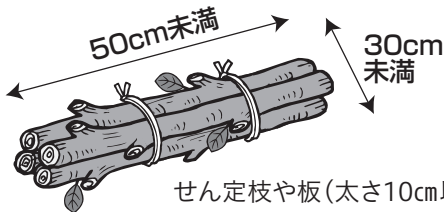
くつ



ベルト など

*バックルなどの金具は不燃ごみ

□ 草木類(せん定枝、板、草など)



せん定枝や板(太さ10cm以内)
*長さ50cm未満に切り1度に5束まで
*ひもでしばる

□ その他



ハンガー(木製)



ふとん・マットレス
(スプリングの入っていないもの)
*1度に2枚まで
*1枚ずつ小さくたたんでしる



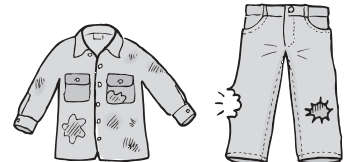
使い捨てライター
*中身を使い切ること



紙おむつ
*汚物は取り除く



じゅうたん・人工芝
*50cm角未満に切る
(切れなければ粗大ごみ)

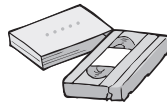


汚れや破損のある布類



使い捨てカイロ・乾燥剤・保冷剤

□ プラスチック製品(♻️マークがないもの)



ビデオテープ・ケース



カセットテープ・ケース



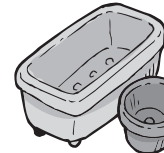
CD・DVD・ケース



密閉容器



ポリバケツ



植木鉢・プランター
(プラスチック製)



おもちゃ(プラスチック製)
*電池は外して有害ごみに出す



ホース
*50cm未満に切る



歯ブラシ



ゴム長ぐつ



ポリタンク(50cm未満)
*必ず中身を抜くこと



ハンガー(プラスチック製)



洗濯ハンガー
(プラスチック製)

〈広告〉

埼玉県のガラス交換・修理・設置

玉井ガラス

様々な種類のガラスに対応!!

オーダーメイドのサイズだけで
すぐに復旧したい!
窓ガラスのことで専門の
業者に相談したい! など

ぜひ、お気軽にご連絡ください♪

川越市笠幡3531-3

☎049-232-6565

営業時間 平日8:00~17:00

リサイクル事業を通じて
自然環境と地域社会に
貢献いたします

石川商事株式会社

一般廃棄物収集運搬 産業廃棄物収集運搬
浄化槽維持管理清掃 貯水槽保守点検清掃
ビル建物管理 家電リサイクル

〒350-0031 川越市小仙波927-2
TEL 049-222-3047
FAX 049-225-6943
営業時間/平日9:00~17:00
<https://ishikawa-group.co.jp>

外壁塗装・屋根塗装

防水工事・内装工事・リフォーム

地域密着!
職人直営の
安心の施工店です

SEINA

セイナ塗装

川越市大袋92-2
☎049-290-9526

プラスチック製容器包装 週1回

無色透明または白色半透明の袋で出す。中身を捨てて、軽くゆすぐ。フタを外す。

*プラスチック製品はプラスチック製容器包装、可燃ごみ、ペットボトルに分類されます。

*小さい袋をまとめて大きい袋に入れた状態(二重袋)で出さないください。

▶ 出せるもの マークのあるもの



□ **ボトル類**(油・たれ・ドレッシング・シャンプー・うがい薬・目薬など)

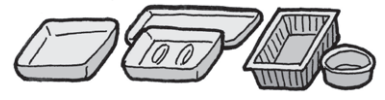
□ **チューブ類**
(歯磨き粉・調味料・接着剤など)



□ **フタ類**
(ペットボトル・ボトルなど)



□ **カップ・パック類**
(カップ麺や弁当の容器・卵やゼリーのパックなど)



□ **トレイ類**(惣菜・果物・生鮮食品など)



□ **網・ネット類**
(ミカン・玉ねぎ・リンゴ・桃など)



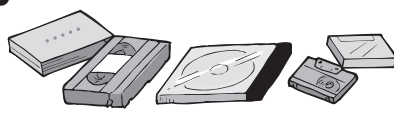
□ **緩衝材**
(発泡スチロールなど)



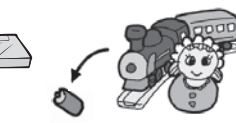
□ **袋・ラップ類**
(野菜などの袋・外フィルム・菓子などの包み・レジ袋など)

▶ 出せないもの マークがないプラスチック製品

**可燃
ごみへ**
104ページ



カセット・ビデオテープ
CD・DVD (ケース含む)



*乾電池を
抜くこと おもちゃ



密閉容器



ポリバケツ



植木鉢・プランター
(プラスチック製)



モバイルバッテリー



加熱式たばこ



携帯用扇風機



ワイヤレスイヤホン



中身の残った
使い捨てライター

**有害
ごみへ**
108ページ

**充電式
電池等の
捨て方へ**
108ページ

- 水で軽くすすいで異物や汚れを落としてから袋へ入れてください。
- 異物や汚れが落ちにくい物や洗にくい物は「可燃ごみ」に出してください。
- モバイルバッテリー、加熱式たばこ、充電式の電化製品、中身の残った使い捨てライター等は重大な事故につながる恐れがあるため、絶対に入れないでください。

お問い合わせの多い品目や判断しにくい品目の分別方法をまとめた「ごみ品目マニュアル(家庭ごみ)」が川越市公式ホームページに掲載されています。分別に迷ったらぜひ活用ください。



キーワードや50音などから検索
できるごみ分別検索はこちらから ▶



びん・かん 2週に1回

無色透明または白色半透明の袋で出す。中身を捨てて、軽くゆすぐ。フタを外す。

*ペットボトルと収集車が異なるため、場所を分けて置いてください。

▶ 出せるもの

□ **飲料用の缶・缶詰**



□ **飲食料品のびん・化粧品のびん**



□ **スプレー缶**



- *穴あけ不要、中身を最後まで使い切る
- *ガス抜きキャップがある製品は火気のない風通しの良い屋外でキャップを使用して中身を出しきる
- *びん・かんとは別の袋に入れる

□ ビールびん、一升びんなど、くり返し使える「リターナブルびん」は、市の回収以外にも、回収している販売店があります。買ったお店で回収をしている場合は、販売店での回収もご利用ください。

フタを外す。
金属のフタは「びん・かん」。
プラスチックのフタは「プラスチック製容器包装」。



中身を捨てて、
軽く水洗い。



びんとかんを同じ袋に
入れて出してください。



▶ 出せないもの

不燃ごみへ
107ページ

□ **耐熱ガラスのびん・
農薬のびん、
梅酒のびんなど**



□ **菓子缶・茶筒・粉ミルク缶
ペンキ缶・塗料缶・一斗缶など**



ペットボトル 2週に1回

無色透明または白色半透明の袋で出す。キャップ・ラベルは「プラスチック製容器包装」

*びん・かんと収集車が異なるため、場所を分けて置いてください。

▶ 出せるもの



マークの
あるもの



飲料水

酒類

調味料類



必ずキャップ・
ラベルを外す。



中身を
捨てて、
軽く水洗い。

*外したキャップ・ラベルは
プラスチック製容器包装で出してください。



潰す。



▶ 出せないもの



マークのついた
プラスチック製ボトル

□ 食用油・たれ・つゆ・
ドレッシング・乳酸菌
飲料などの容器



□ 洗剤・シャンプー・
リンス・ハンドクリーム
などの容器



□ うがい薬・目薬
などの容器



*びん・かん、ペットボトルの中に異物(たばこの吸い殻や針などの危険物)
を入れないでください。

プラスチック
製容器包装へ

105ページ

布類 4週に1回 *地域の集団回収を優先してください。

無色透明または白色半透明の袋で出す。段ボール・紙袋での排出は不可。

▶ 出せるもの



シャツ



下着類



セーター



ハンカチ・タオル



着物(帯も可)



スカート



スラックス



ジャケット



毛布

*電気毛布は不燃ごみへ

▶ 出せないもの

可燃ごみへ 104ページ



まくら



布製バッグ



ぬいぐるみ



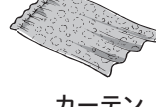
ふとん



くつ



くつ下



カーテン



ネクタイ



布おむつ



ビーズ
クッション

▶ 注意事項

- 布類は雨に濡れるとカビが生えやすくなり、資源になりません。雨が降っている場合は、次回以降の収集日に出していただくようご協力ください。
- ボタン・ファスナー等は外さず、そのままお出してください。
- 袋の口をしっかりとしばってください。
- 汚れがひどいものや破損のある布類は、可燃ごみで出してください。

▶ こちらも利用できます

環境プラザ(つばさ館)
(46ページ参照)では、常
時回収しています。

紙類 月1回(雨の日も回収) *地域の集団回収を優先してください。

①②③④に分けてひもで縛る。ビニール袋不可。細かいものは紙袋へ。紙パックは洗う。

*収集車が異なるため、品目ごとに場所を分けて置いてください。

▶ 出せるもの

①新聞(チラシ含む)



②段ボール (空き箱などでも「波」 のあるものは段ボール)



③紙パック(内側が白いもの。銀色は可燃ごみ)



④雑がみ(雑誌・菓子や玩具の空き箱・本・包装紙など)



▶ 雑がみの 出し方

本・雑誌類にはさむ

紙袋に入れる



雑がみをすべて
まとめてしぼる

▶ 出せないもの

□ 感熱紙・カーボン紙



□ 油・食品などで
汚れた紙



□ 圧着
ハガキ



□ シール・
台紙



□ ビニールコーティング
された紙



□ 紙製
カップ麺容器



□ シュレッダーにかけた紙



可燃ごみへ 104ページ

不燃ごみ 4週に1回

無色透明または白色半透明の袋で出す。乾電池は外して「有害ごみ」。*充電式電池が外せないものは本体ごと「有害ごみ」へ。

▶ 出せるもの

□ 電化製品

(最大辺50cm未満)

乾電池を抜くこと

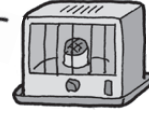
有害ごみ



ラジカセ

灯油を抜くこと

*灯油は布などに少量ずつ染み込ませて可燃ごみ



石油ストーブ・ファンヒーター

乾電池を抜くこと

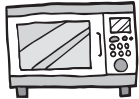
有害ごみ



電子体温計



炊飯器



電子レンジ



プリンター



ビデオ・DVDデッキ

□ 電化製品 (最大辺が50cmを超えても出せるもの)



扇風機



掃除機



ガスレンジ(ビルトインタイプは除く)
ごとく・受皿等は本体から外し袋に入れる

乾電池を抜くこと

有害ごみ

□ 金属類

鍋・フライパン類



針金ハンガー



洗濯ハンガー
(金属製)

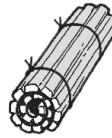
□ その他



電動式以外の自転車
幼児用三輪車
折りたたみ式車椅子
*電動式自転車、
大人用三輪車は粗大ごみ



スーツケース



風呂のふた
(プラスチック製)



チャイルド
シート

折りたたみ式
ベビーカー



*「ごみ」と必ず
表示すること

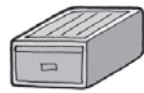
*「ごみ」と必ず表示すること



スキー板
スノーボード
ブーツ



ゴルフセット
(クラブはバッグ
から出す)



衣装ケース
(1段のもの。2段以上は粗大ごみ)

□ 刃物・ワレモノ

ガラス類

セトモノ



素焼きの
植木鉢

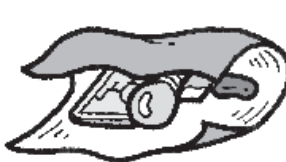
LED電球・白熱球



電球

鏡

刃物



ワレモノや刃物は紙・布などに包み、品名を書いてから袋に入れる。

〈広告〉

不動産の売却をお考えなら
ご相談ください。



・戸建て・マンション・アパート・土地
・収益物件・店舗等 幅広くサポート

お客様に寄り添い、的確なご提案をいたします

遠方の方の
売却・相談
承ります

物件に残っている
荷物の処分も
お任せください!

契約から
現金化まで
最短約1週間

—無料相談実施中—



不動産に関することは何でもご相談ください。
税理士・司法書士をはじめ、様々な専門家と
連携し、お悩みを解決します。



お気軽にご利用下さい



株式会社 彩京不動産

049-246-6969

営業時間 10:00~18:00 定休日 土・日・祝 住所 川越市むさし野16-39

HPは
コチラから



■宅建業許可番号/埼玉県知事(第22956号) ■加盟団体/公益社団法人全日本不動産協会・公益社団法人不動産保証協会

川越市の市外局番は 049 です。

ごみ・環境

使用済小型家電製品

個人情報等は事前に消去。電池などは可能な限り外す。テレビ・パソコンなどは不可。(109・110ページをご確認ください)

▶ 使用済小型家電製品は以下の方法で排出してください。

- ① 不燃ごみの日に集積所に排出
*充電式電池が外せない場合は「有害ごみ」へ
原則、最大辺50cm未満の家電製品

- ② 回収BOXへの排出
縦10cm×横25cmの家電製品で投入口
に入るもの。

- ③ 処理施設への持ち込み
東清掃センターまたは資源化センターへ持ち込みができます。(112ページをご確認ください)
*処理施設への持ち込みには手数料がかかります。また、土曜日・日曜日・年末年始の持ち込みはできません

回収BOX設置施設(施設開庁時のみ排出可)			
市役所本庁舎	(元町1-3-1)	つばさ館	(鯨井782-3)
高階市民センター	(藤間27-1)	東清掃センター	(芳野台2-8-18)
名細市民センター	(小堤662-1)	資源化センター	(鯨井782-3)
大東市民センター	(豊田本5-16-1)	中央公民館	(三久保町18-3)
霞ヶ関市民センター	(笠幡177-1)	北公民館	(氷川町107)

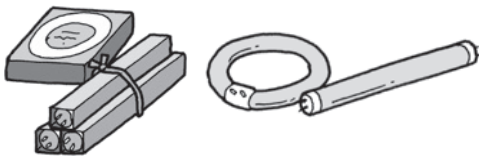
有害ごみ 4週に1回

蛍光管等は購入時のケースに入れる。

▶ 出せるもの

乾電池・水銀体温計は、有害物と分かるように他の不燃物とは別に「小さなビニール袋(無色透明または、白色半透明の袋で中身がわかるよう明記したもの)」に入れて出してください。

□ 蛍光管等



□ 水銀体温計



□ 血圧計 (水銀使用)



充電式電池等の捨て方

*充電式電池が外せない場合は本体ごと「有害ごみ」へ。

電子機器に使われている充電式電池は、リサイクルが義務付けられており、販売店等の回収協力店で回収しています。ボタン電池も回収協力店での回収をご利用ください。膨張・変形などにより回収協力店を利用できない場合は、有害ごみの日に集積所に排出してください。

▶ 充電式電池とは

充電式電池を使用している製品には、「電池名称の印字」もしくは「リサイクルマーク」などの表示があります。

ニカド電池 ニッケル
水素電池 リチウム
イオン電池



Ni-Cd



Ni-MH



Li-ion

充電式電池を使用している主な製品例



□ ゲーム機



□ デジタルカメラ



□ ビデオカメラ



□ 加熱式たばこ



□ 電気
シェーバー



□ 電動
歯ブラシ



□ モバイル
バッテリー



□ コードレス
テレホン

▶ 回収方法

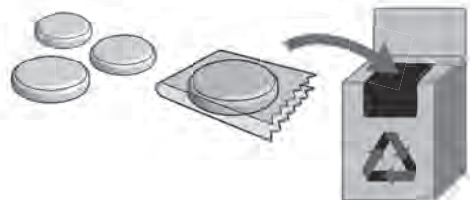
金属端子部分をテープ等で絶縁し、回収協力店にお持ちください。

*回収可能な電池の説明および回収協力店は、以下のホームページから確認できます。

充電式電池…一般社団法人JBRC (<https://www.jbrc.com/>)

ボタン電池…一般社団法人電池工業会 (<https://www.baj.or.jp/>)

加熱式たばこ…一般社団法人日本たばこ協会 (<https://www.tioj.or.jp/>)



充電式電池が可燃ごみ、不燃ごみなどに混入すると、収集車内や処理施設内で火災が起きる原因となります。製品から充電式電池を外したうえで正しい排出をお願いします。

テレビ・エアコン・冷蔵庫／冷凍庫・洗濯機／衣類乾燥機

家電リサイクル法により、テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ・有機EL)・エアコン・冷蔵庫／冷凍庫・洗濯機／衣類乾燥機は、指定のリサイクルルートで処理することが義務付けられています。市では収集や処理をしません。



液晶テレビ



テレビ



エアコン



冷蔵庫／冷凍庫



冷温庫



洗濯機



衣類乾燥機

分解して搬入しても市の処理施設では受け付けません

▶ 処分方法は以下のとおりです

1 買った店、買い替える店に引き渡す。
(リサイクル料金と収集運搬料金を支払う)

できない

郵便局でリサイクル料金を振込みにより支払う。
(振込手数料がかかります。)
*リサイクル料金は家電リサイクル券センターへお問い合わせください。

運べない
運べる

2 収集運搬業者に依頼する。
(収集運搬料金を支払う)

*業者については市ホームページを確認するか、
資源循環推進課 TEL 239-6267へお問い合わせください。



3 自分でメーカーの指定引取場所へ持ち込む。

▶ **指定引取場所** いずれの業者へもお持ち込みいただけます。

営業日・受付時間: 月～土(祝日を除く)午前9時～11時30分/午後1時～4時30分
祝日等営業日については、直接指定引取場所にご確認ください。



家電リサイクル券システムに
関してのお問い合わせ先



(一財)家電製品協会家電リサイクル券センター
TEL 0120-319640 ホームページ <https://www.rkc.aeha.or.jp/>

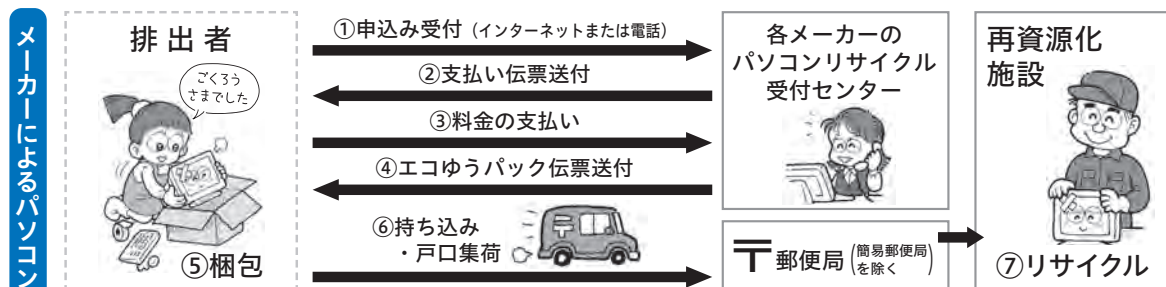
資源有効利用促進法により、家庭用パソコンは市では収集や処理をしません。



ケーブル・マウス・キーボード・スピーカーなどの付属品はメーカーが回収します。

プリンターやスキャナーなどの周辺機器はメーカー回収の対象ではないため、ごみの分け方チャート(103ページ)でお出しください。

▶ 処分方法は以下のとおりです



*PCリサイクルマーク付きの場合(平成15年10月1日以降に購入したパソコン)、②③は不要です。
 詳細は、各メーカーのホームページ及び一般社団法人パソコン3R推進協会
 (TEL 03-5282-7685 <https://www.pc3r.jp/>)をご確認ください。



市では、「小型家電リサイクル法」の認定事業者である「リネットジャパンリサイクル(株)」と協定を締結し、不要になった家庭用パソコンを宅配便による無料回収で行っております。



リネットジャパンリサイクル(株)
 URL <https://www.renet.jp/>
 TEL 0570-085-800
 (午前10時～午後5時)

リネットジャパン 検索



- データはご自身で消去してください。(無料消去ソフトの提供などのサービスもあります。)
- 他の小型家電、プリンタなどの周辺機器も一緒に回収可能です。
- パソコンを含むダンボール1箱分(3辺の合計が140cm以内、重さ20kg以内)の回収料金が無料。

*2箱目以降とパソコン本体以外は1箱当たり1,680円(税込1,848円)



食べ物をムダにしない 食品ロスを減らすためにできること



本来、食べられるのにさまざまな理由から捨てられてしまう食べ物のことを「食品ロス」といいます。
 食品ロスは「もったいない」だけでなく、増えたゴミの廃棄に多くのコストがかかっていることも大きな問題です。

① 買いすぎない

買いに行く前に食品棚や冷蔵庫をチェックしよう。重複買いを防止します。

② 作りすぎない

食べきることができる量を決めましょう。作りすぎたら、アレンジレシピを活用しましょう。

③ 食べきる

家でも外でも、食べられる分だけ食卓へ。外食時は、残した料理を持ち帰ることができるかチェック。



粗大ごみ

処理施設に持ち込むか、電話で有料の収集を予約してください。＊持ち込みについては112ページをご確認ください。

電話で収集を予約する

資源循環推進課 粗大ごみ収集受付 TEL 239-5056

【受付時間】月～金(祝日、年末年始を除く)

午前8時30分～正午／午後0時45分～5時

- 電話で収集日を予約してください。収集時間の指定はできません。
- 1回に収集できる数は5点までです。
- 収集当日、予約の時間帯までに品物を屋外に出してください。
- 家の中に入っての搬出作業は行いません。
- 収集時に収集手数料をお支払いください。ご不在の場合、収集は行いません。

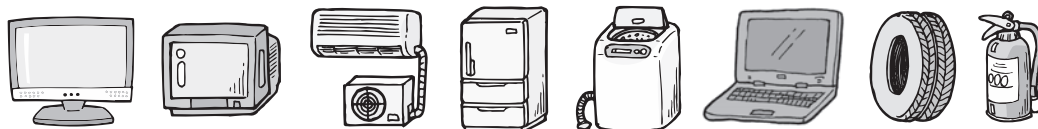
▶ 収集できる主な粗大ごみ

家具類・じゅうたん等



▶ 収集できない主なもの

テレビ・エアコン・冷蔵庫/冷凍庫・洗濯機/衣類乾燥機・パソコン・タイヤ・消火器など



109、110、
113ページ

〈広告〉

**粗大ごみ、引越ごみ、
不用品処分のことなら
クリーンネス藤原へ!!**

埼玉県
SDGsパートナー
Granularity Partnership
CNF

川越市家庭系一時多量ごみ許可業者
(許可番号：第17号)

現調無料
お見積り無料

CNF クリーンネス藤原
☎ 049-225-5806

大林金属株式会社

24時間365日 年中無休

鉄スクラップ・アルミ・銅
ステンレス・真鍮・ケーブル等
1kgから買い取ります。

金属リサイクルでお困りの事ご相談ください。

川越工場／埼玉県川越市古谷上1080
TEL:049-256-7539 FAX:049-256-7540
大宮工場／さいたま市見沼区丸ヶ崎1189
TEL:048-731-8525 FAX:048-731-8524
(古物商取引許可:第431390055119号)

一般廃棄物・産業廃棄物・ビル総合管理

株式会社シマザキ

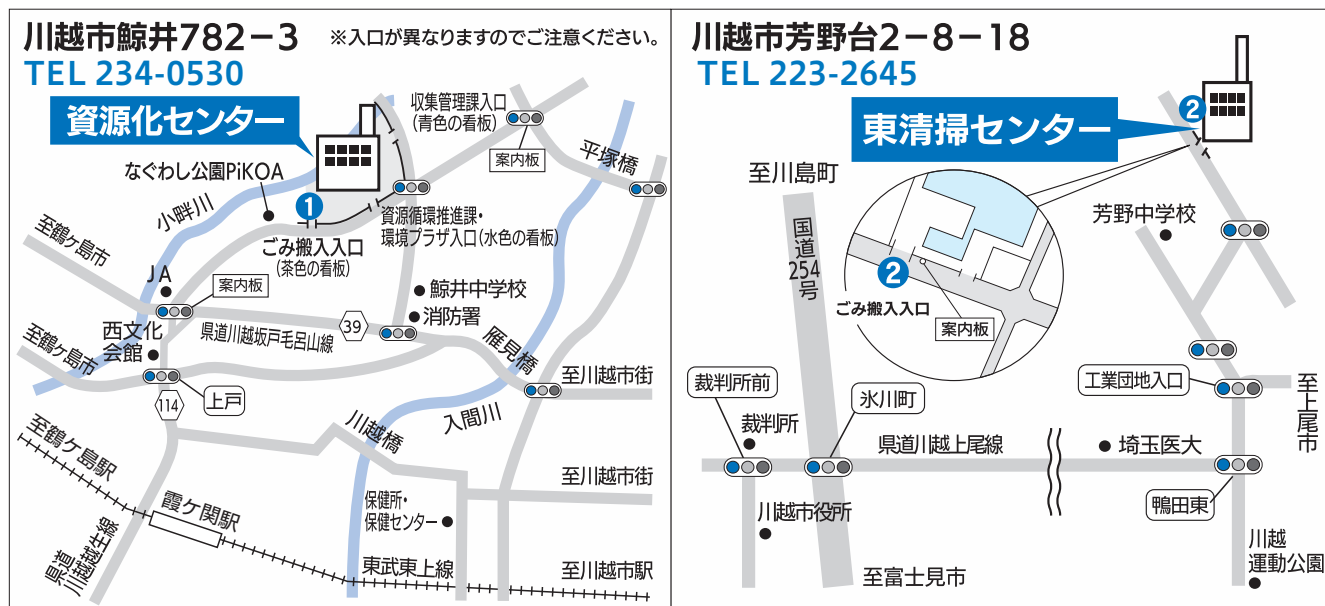
私たちは資源のリサイクルに
積極的に取り組んでおります。

一般廃棄物・産業廃棄物などの
収集運搬業務のことならお気軽に
お問い合わせください。

許可番号
産業廃棄物収集運搬許可 01102059279
一般廃棄物収集運搬許可 川越市第34号

(本 社)川越市府川9 1
(事務所)川越市鹿飼3 3 3-3

☎ 049-222-4474
FAX 049-222-7132
MAIL: info@k-simazaki.jp



▶ **ごみの持ち込み受付** ＊処理手数料(50円/10kg)がかかります。支払方法は、現金に限ります。

月～金(令和7年12月31日～令和8年1月2日を除く)午前8時40分～11時50分/午後0時45分～4時

□ **資源化センター**

可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、びん・かん、粗大ごみ、一時多量ごみなど

□ **東清掃センター**

可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、ペットボトル、粗大ごみ、一時多量ごみなど

▶ **持ち込み時の注意点**

- 川越市内で発生したごみに限ります。
- 原則、ごみを出した本人が持ち込んでください。
- 排出場所と本人確認のため、身分を証明できるもの(免許証など住所が記載されているもの)を受付にて提示してください。ご協力をお願いします。
- 搬入車両は、2tトラックもしくはそれより小さい車両で搬入してください。(高さ制限:資源化センター・3.8m以内、東清掃センター・3.2m以内)
- ごみは分別してください。分別されていないもの・施設で処理できないものは、お持ち帰りいただきます。あらかじめご了承ください。(紙類の持ち込みはできません。)
- 予約は不要です。量が多い場合は事前にお問い合わせください。
- 自分で持ち込めない場合は、市が許可する収集運搬許可業者に依頼してください。(許可業者以外は収集・運搬することができません)違反すると法律により罰せられます。
- ごみは原則搬入者ご自身で下ろしていただきます。大きなごみの場合はなるべく補助者の同行をお願いします。
- 上記地図の①、②のごみ搬入入口から搬入してください。

▶ **資源化センターへ木の枝を持ち込む場合**

持ち込める大きさは、切り口の直径が15cm以内の場合、長さ1.2m以内です。また、直径が15cmを超え30cm以内のものは、長さ50cm以内に切ってください。あらかじめ、この寸法以内にした状態で搬入してください。

注意1)束ねる必要はありません。 注意2)搬入できない樹木もあります。詳しくは資源化センターへお問い合わせください。

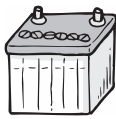
処理しないもの

販売店・施工業者に問い合わせください。＊販売店等不明な場合は資源循環推進課(TEL 239-6267)へお問い合わせください。

▶ タイヤ、バッテリー、ガスのボンベ、消火器、薬品、門扉、ガソリンなどの燃料、ピアノ、ソーラー型温水器(ソーラーパネル)、ブロック、バイク、土・石、草刈機・芝刈機(エンジン式) など



□ タイヤ



□ バッテリー



□ ガスのボンベ



□ 消火器



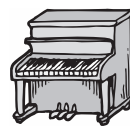
□ 薬品



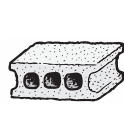
□ 門扉



□ ガソリンなどの燃料



□ ピアノ



□ ブロック



□ 木の根



□ ソーラー型温水器(ソーラーパネル)



□ バイク

□ 金庫



□ 土・石

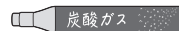


□ 草刈機・芝刈機(エンジン式)

□ ビルトインタイプのコンロ、食器洗い機など



□ 炭酸水メーカーのガスシリンダー



▶ 産業廃棄物は受け付けません



- 産業廃棄物
- 事業所から出たびん・缶・ペットボトル
- 建築廃材

▶ 注射針など

注射針・点滴針など鋭利なものや感染性のものは、診察を受けた医療機関に返却してください。在宅で使う医療器具の廃棄については資源循環推進課(TEL 239-6267)へお問い合わせください。



家庭でできるごみ減量

プラスチックごみの削減は近年世界的な課題として注目されています。家庭で身近にできることから、取り組んでみませんか。

▶ 雑がみの分別

可燃ごみの中に含まれる紙類の割合は約4割です。これら紙類を適切に分別すればごみの減量につながります。お菓子や玩具の空き箱、包装紙など雑がみも大切な紙資源です。新たな紙へとリサイクルするため、雑がみを分別しましょう。

▶ 布類の分別

不要になった、洋服やタオル、毛布はリサイクルが可能です。分別して布類の日に出しましょう。雨が降っている場合には、次回以降の収集日に出すようにご協力ください。なお、環境プラザ(つばさ館)では、布類を常時回収しています。(下記参照)

▶ プラスチックごみの削減

ポイ捨てされたプラスチックごみなどが風で飛ばされたり雨に流されたりして川に入り、海に流れ出て海洋プラスチックごみとして問題となっています。プラスチックごみはきちんと分別し、収集日に出しましょう。また、マイボトルの使用や、不要なレジ袋を貰わないなどのリデュースの取組もごみの減量につながります。

マイボトルを使用する



外出の際にはマイボトルを持参しましょう。

マイバッグを使用する



お買い物の際にはマイバッグを持参しましょう。

ポイ捨てごみを減らす



ごみは適切な方法で処理しましょう。

▶ 生ごみの水切り

生ごみの約8割は水分です。生ごみの水切りをするだけで、ごみの減量やごみ出し時の負担軽減、においの防止にもつながります。生ごみの水切りにおいては「ぬらさない」「しぼる」「乾かす」が大切です。

環境プラザ(つばさ館)

つばさ館では、リサイクル家具・リサイクル自転車・リユース品の頒布を行っています。ご家庭で不用となった衣類・食器・雑貨(キズ・汚れが無く、そのままリユース品となるもの)はごみとして捨てる前に、つばさ館への持ち込みを検討しましょう。

□ 環境プラザ(つばさ館) 鯨井782-3 TEL 239-5053

開館日 火曜日～日曜日 午前9時～午後5時(リユース品等の頒布は、午前10時～正午/午後0時45分～午後3時)

休館日 月曜日、祝日、年末年始

川越市の市外局番は 049 です。

ごみ集積所の新設・移設・廃止

収集管理課 TEL 239-5058

ごみ集積所を新設・移設・廃止するときは、申請書に必要事項を記入し、収集管理課に提出してください(申請用紙は、市民センターにもあります)。

集積所の管理は、利用する皆さんで行ってください。清潔に保つようご協力をお願いします。ごみ飛散防止ネットも、危険がないよう適正に管理してください。

集団回収

資源循環推進課 TEL 239-6267

新聞紙・雑がみ・紙パック・段ボール・衣類・アルミ缶・空きびんなどは、再利用できる大切な資源です。自治会・子ども会などで実施している集団回収に出し、ごみの減量・資源化にご協力ください。市では、集団回収を実施した登録団体に、報償金を交付しています。

かわごえ環境推進員

資源循環推進課 TEL 239-6267

ごみの減量・資源化および地域の環境美化を推進するため、それぞれの地域(自治会ごと)にかわごえ環境推進員が委嘱されています。

クリーン川越市民運動(ごみゼロ運動)

資源循環推進課 TEL 239-6267

まちをきれいにし、快適な環境づくりを推進するため、クリーン川越市民運動推進協議会が中心になって実施しています。実施日については、広報川越などでお知らせします。ご協力をお願いします。

〈広告〉

廃棄物処理業に取り組んで58年、地域の環境づくりに務めています。S・E・T

産業廃棄物の収集運搬・中間処理工程を一貫させ、資源リサイクルシステムの確立に貢献します。

産業廃棄物・事業系廃棄物
何でもご相談ください!

株式会社 **エス・イーティ**
■本社 所沢市東所沢和田2-32-5 電話 04-2951-7760
■配車センター 川越市下赤坂669-2 電話 049-262-0693
URL <https://www.s-et.co.jp> POINT

環境美化活動支援制度

資源循環推進課 TEL 239-6267

自治会・子ども会・スポーツ少年団など、原則として地域の3人以上の団体が行う清掃活動に対して、ごみ袋の支給・ごみ挟みやリヤカーの貸し出しを行います。

生ごみ処理機器の補助制度

資源循環推進課 TEL 239-6267

市では、生ごみの減量に役立つ生ごみ処理容器(コンポスト・EM容器・キエー口)と電動式生ごみ処理機の補助を行っています(再使用品は対象外で、販売店から購入したものが対象)。補助金が予算額に達した時点で受け付けを終了します。

電動式生ごみ処理機の貸出し

資源循環推進課 TEL 239-6267

生ごみの減量化、およびリサイクルの促進、脱炭素化を図ることを目的に、電動式生ごみ処理機の貸出しを行います。

ごみのふれあい収集(戸別訪問収集)

収集管理課 TEL 239-5058

1人暮らしでごみを自分で集積所へ運ぶことが困難な高齢者や障害のある方で、近親者・近所の方・ヘルパーなどの協力が得られない場合に、市が直接訪問し、収集を行います。

動物の死体

▶ペットなどの死体

東清掃センター TEL 223-2645

資源化センター TEL 234-0530

飼い犬・飼い猫の死体は、飼い主が処分するか、東清掃センターまたは資源化センターへお持ちください。料金は1体につき500円です。

受付時間

月～金曜日(年末年始を除く*)

*年末の特別収集を実施する日は、搬入を受け付けます。

午前8時40分～11時50分

午後0時45分～4時

▶小動物の死体を見つけたら

収集管理課 TEL 239-5058

休日・夜間は市役所当直へ

路上に犬や猫などの死体がある場合は、ご連絡ください。

ごみの不法投棄

収集管理課 TEL 239-5058

集積所等への不法投棄についてはご連絡ください。

産業廃棄物

産業廃棄物指導課 TEL 239-7007

産業廃棄物に関する許可や、指導を行っています。



浄化槽

浄化槽

環境対策課 TEL 224-5894

▶ 浄化槽の設置届出書・使用開始報告書・使用廃止届出書など

浄化槽を設置する際に、建築基準法による申請を必要としない場合は、浄化槽法によって「浄化槽設置届出書」を提出する必要があります。

また、設置した浄化槽を使用開始した場合には「浄化槽使用開始報告書」を、浄化槽の使用を休止または廃止した場合には「浄化槽使用休止届出書」または「浄化槽使用廃止届出書」を提出する必要があります。

浄化槽管理者または浄化槽技術管理者を変更した場合は、「浄化槽管理者変更報告書」または「浄化槽技術管理者変更報告書」を提出する必要があります。
*200人槽以下の浄化槽であれば、「浄化槽使用開始報告書」「浄化槽使用廃止届出書」「浄化槽管理者変更報告書」についてはパソコンやスマートフォンから手続きができます。



▶ 浄化槽の維持管理

浄化槽管理者は、浄化槽法により法定検査・保守点検・清掃の実施が義務付けられています。各家庭で取り付けている浄化槽は、各家庭が責任を持って維持しなければなりません。快適な生活を送るため、日ごろから適正な維持管理を心掛けてください。

▶ 保守点検

浄化槽の機能が正しく保たれているかどうかを定期的に点検することを保守点検といいます。浄化槽の種類によって点検回数は異なります(下表)。保守点検には、専門的な知識・技能・経験が必要なため、市の登録業者に依頼してください。

浄化槽の点検回数

環境対策課 TEL 224-5894

▶ 単独処理施設

種類	人槽20人以下	人槽21～300人	人槽301人以上
全ばっ気方式	3か月に1回以上	2か月に1回以上	1か月に1回以上
分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式 単純ばっ気方式	4か月に1回以上	3か月に1回以上	2か月に1回以上
散水ろ床方式 平面酸化床方式 地下砂ろ過方式	6か月に1回以上		

▶ 合併処理施設

処理方法	浄化槽の種類	期間
分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式	処理対象人員が20人以下の浄化槽	4か月に1回以上
	処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	3か月に1回以上
活性汚泥方式		1週間に1回以上
回転板接触方式 接触ばっ気方式 散水ろ床方式	① 砂ろ過装置、活性炭吸着装置または凝集槽を有する浄化槽	1週間に1回以上
	② スクリーンおよび流量調整タンクまたは流量調整槽を有する浄化槽(①に掲げるものを除く)	2週間に1回以上
	③ ①および②以外の浄化槽	3か月に1回以上

*保守点検登録業者については、市ホームページを確認するか、環境対策課にお尋ねください。

▶ 清掃

槽の中にたまった汚泥などを処理することを清掃といいます。汚泥などをそのままにしておくと、浄化機能が衰え、浄化されない汚水が放流されてしまいます。清掃の時期は、浄化槽の種類・使用人数・使用方法によって異なります。清掃回数は、1年に1回以上(全ばっ気方式は6か月に1回以上)実施することになっています。清掃は市の許可を受けた業者に依頼してください。

*清掃業許可業者については、市ホームページを確認するか、資源循環推進課へお尋ねください。

▶ 法定検査

法定検査は、毎年1回行う水質検査であり、浄化槽の機能が十分に発揮されているかどうかを確認する検査です。検査は、知事が指定した検査機関が行います。下記の検査機関に申し込んでください。

■一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会 浄化槽法定検査センター
TEL 048-778-8700

▶ 浄化槽に補助金

市では、合併処理浄化槽へ転換する方または合併処理浄化槽で、年間を通じて適正な維持管理(保守点検・清掃・

法定検査)を行っている方に対して補助金を交付しています。合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽では処理されない台所・風呂・洗濯・洗面所から出る排水も処理できるため、河川の汚染防止に大きな効果があります。補助金の交付には補助対象となる区域や一定の条件があります。また、市の予算によって交付基数が限られることがあります。

〈広告〉



リサイクル事業を通じて
自然環境と地域社会に
貢献いたします

石川商事株式会社

一般廃棄物収集運搬

産業廃棄物収集運搬

浄化槽維持管理清掃

貯水槽保守点検清掃

ビル建物管理

家電リサイクル

〒350-0031 川越市小仙波927-2
TEL 049-222-3047
FAX 049-225-6943
営業時間/平日9:00～17:00

<https://ishikawa-group.co.jp>

し尿のくみ取り

資源循環推進課 TEL 239-6267

し尿のくみ取りは、自宅周辺の地域を担当している許可業者に依頼してください。

*許可業者については、市ホームページを確認するか、資源循環推進課にお尋ねください。

▶1か月のくみ取り料金

- 普通便槽の場合→世帯割(180円) + (250円×家族の人数)
- 改良便槽または特別の収集によるもの場合→世帯割(180円) + 36リットルにつき200円

吸込下水槽に補助

資源循環推進課 TEL 239-6267

下水道未整備地域に住んでいる方が、家庭からの雑排水のみの吸込下水槽を清掃したときに、補助が受けられます。補助金が予算額に達した時点で受け付けを終了します。

対象

現在使用中の吸込下水槽を清掃したとき

補助額

1回分の清掃実費金額の2分の1以内(限度額4,600円)

申請期限

清掃実施後2か月以内
申請は1年度に3回まで

環境対策

公害

環境対策課 TEL 224-5894

大気汚染・水質汚濁・悪臭・騒音・振動・地盤沈下・土壤汚染を一般に公害といいます。環境対策課では、皆さんの快適な生活環境を守るため、工場などの立ち入り検査を行っています。

光化学スモッグ

環境対策課 TEL 224-5894

自動車の排気ガスや工場のばい煙などに含まれている窒素酸化物や炭化水素類などが、太陽の紫外線を受け光化学反応を起こし、大気中の光化学オキシダントの濃度が高くなり、もやがかかった状態を光化学スモッグといいます。このとき、人体や植物に被害を及ぼすおそれがあります。

市では光化学オキシダントの濃度が高くなりその状態が続くと見込まれるときに防災行政無線を使って次のお知らせをします。

- 光化学スモッグ注意報
- 光化学スモッグ警報
- 光化学スモッグ重大緊急報

注意報・警報・重大緊急報が発令された際には、屋外での激しい運動は避けてください。また、目がチカチカしたり、のどに痛みを感じたりしたら、洗眼やうがいをし、症状が重いときはすぐに医師の診察を受けましょう。健康被害を受けた方は、連絡してください。

光化学スモッグによる健康被害について＝

保健予防課 TEL 227-5102

環境対策課 TEL 224-5894

PM2.5(微小粒子状物質)

環境対策課 TEL 224-5894

PM2.5とは、大気中に浮遊している2.5μm以下の小さな粒子のことで、工場や自動車の排ガスのほか、砂ぼこりなどにも含まれています。非常に小さい物質のため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え循環器系への影響が懸念されています。

市では日平均値が70μg/m³を超過する恐れがある場合に、注意喚起情報を防災行政無線を使ってお知らせします。

注意喚起情報が発令された際には、換気や窓の開閉を必要最小限にして、屋外での激しい運動や不要不急の外出は避けてください。

空き地の環境保全

環境対策課 TEL 224-5894

管理の不十分な空き地の所有者(管理者)に対して、指導を行っています。

地盤沈下

埼玉県西部環境管理事務所
TEL 244-1250

地盤沈下については、上記にお尋ねください。

住宅用脱炭素化設備等導入奨励金

環境政策課 TEL 224-5866

地球温暖化対策を推進するため、太陽光発電システム、太陽熱利用システム、エネファーム、蓄電池、V2H、ZEHを導入する方に奨励金を交付しています。

交付申請額が予算額を超える場合は、抽選により交付します。

